

# ふ とう さ べつ てき とり あつか 不当な差別的取扱い

しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ  
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否  
ていきょう ばしょ じかんたい せいげん しょうがい  
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない  
ひと しょうげん きんし  
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。  
せいとう りゆう ほんだん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りがい え  
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る  
つと たいせつ  
よう努めることが大切です。

## ふ とう さ べつ てき とり あつか ぐ たいれい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけ たいおう きよひ  
受付の対応を拒否する。



ほんにん むし  
本人を無視して  
かいじょしゃ しえんしゃ  
介助者や支援者、  
つきそ ひと  
付き添いの人だけに  
はな  
話しかける。